

## いわき産業創造館シェアオフィス利用規約

(令和5年9月1日改定)

### (目的)

第1条 いわき産業創造館シェアオフィスの使用者（以下「使用者」という。）は、本施設を使用するにあたり、いわき市いわき産業創造館条例及び同施行規則を遵守するものとする。

2 本施設は、業種、業界を超えた様々な技術や知識、能力を持った副業者や創業者が出会い、交流することで、新しい事業や産業を生み出していくことを目的とする。

### (本施設の対象スペース)

第2条 本施設の対象スペースは添付図のとおりとする。

### (休館日、開館時間等)

第3条 本施設の休館日及び開館時間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 休館日 月の最後の月曜日及び12月29日から翌年の1月3日までの日
- (2) 開館時間 午前9時から午後9時まで

2 第1項で定めるほか、施設設備の点検等のため、臨時で休館する場合がある。

### (所持品の管理)

第4条 本施設内における使用者の所持品の管理は使用者の責任において行うものとし、本施設内において生じた盗難および紛失、事故等については、公益社団法人いわき産学官ネットワーク協会（以下「協会」という。）は一切の責任を負わないこととする。

### (遺失物)

第5条 当館内の遺失物については、協会にて1ヶ月間保管し、1ヶ月を経過した遺失物については、協会の判断で処分することが出来ることとする。

### (迷惑行為の禁止)

第6条 本施設内での次に掲げる行為を禁止する。

- (1) 喫煙
- (2) 動物の飼育や持ち込み
- (3) 協会の許可なく看板、ポスター等の広告物を張る等の行為
- (4) 危険物の使用や持ち込み
- (5) 本施設使用者の迷惑となる音、振動、臭気等を発する行為ならびに物品の持ち込み
- (6) 他の使用者や職員等に暴力を振るう、あるいはその恐れが強い行為

- (7) 大声、暴言もしくは脅迫的な言動により、他の使用者に迷惑を及ぼす、あるいは職員等の業務を妨げる行為
- (8) 仮眠
- (9) その他公益を害する恐れがあると協会が認めた行為
- (10) ゴミや不要物を持ち込み、当施設内に放置、投棄する行為
- (11) 机・椅子等の場所に私物を置いて長時間の場所取り等をする行為
- (12) 本施設から外出する際、短時間（15分以内）の場合を除き、私物を放置する行為

（使用を拒否する者）

第7条 次に掲げる団体またはそれに関連する者に対して、協会は当施設の使用を拒否することができるものとする。

- (1) 法令に反する事業を行う者及び反する恐れのある事業を行う者
- (2) 公序良俗に反すると協会が判断したもの
- (3) 暴力団関係者及びそれに関する事業を行う者
- (4) その他、協会が不相当と認める者や団体

（使用を停止する者）

第8条 次に掲げる団体またはそれに関連する者に対して、協会は当施設の使用を停止することができるものとする。

- (1) 使用者以外の第三者に当施設を使用させた者
- (2) 定められた期日までに使用料を納めなかった者
- (3) 第6条に掲げる禁止行為を行った者

（使用の制限）

第9条 市又は協会が主催するイベント等を開催する場合、管理運営上、協会は使用者の本施設の全部または一部の使用を制限することができるものとする。この場合、協会は使用者に対して事前にホームページ等において告知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、協会は、下記の事由により、事前の告知をすることなく、使用者の本施設の全部または一部の使用を制限することができるものとする。

- (1) 設備の保守、点検、修理等を行う緊急の必要が生じた場合
- (2) 火災、停電等の事故により使用者へのサービスの提供ができなくなった場合
- (3) 天変地異、テロ等により使用者へのサービスの提供ができなくなった場合
- (4) その他、やむを得ない事由により使用者へのサービスの提供ができなくなった場合

（法人登記）

第10条 本施設を3月以上継続して使用する使用者は、設立する法人について、その主た

る事業所の所在地として、本施設を自己が行う事業の住所として法人登記をすることができる。

- 2 法人登記を利用する者は、本施設の住所を記載した登記簿の写しを協会に提出しなければならない。
- 3 登記事項に変更があった場合は、速やかに変更後の登記簿を協会に提出しなければならない。
- 4 法人登記の利用を終了する場合は、その旨を申し出るものとする。
- 5 法人登記の利用について、協会が、法令に反し又は適当でないと判断した場合は、法人登記の利用者は必要な措置を講じるものとする。

#### (住所利用)

第 11 条 前条に規定する法人登記の利用者は、本施設を住所利用することができる。

2 法人登記の利用者宛に送付された郵便物は、いわき産業創造館のメールボックスで受領することができる。ただし、次の各号に掲げるいずれかに該当する郵便物については、受領を拒否することができる。

- (1) 現金書留、有価証券、キャッシュカード、預金通帳その他金銭に関するもの
- (2) 運転免許証、マイナンバーカード等の本人確認書類
- (3) 生もの、冷蔵冷凍品等
- (4) 支払いを要する郵便物
- (5) 内容証明郵便その他法的書類
- (6) 裁判所からの特別送達及びこれに準ずる郵便物
- (7) 郵便事業者、宅配事業者以外の者より持参された郵便物
- (8) 法律に抵触し又はその恐れのあるもの
- (9) その他協会が受領し又は保管が困難であると判断した郵便物

3 郵便物の保管期間は、郵便物を受領した日から 1 か月間とする。また、郵便物の受領について、法人登記の利用者に対し報告は行わないものとする。なお、保管期間が経過した郵便物は、協会の判断により処分するものとする。

4 郵便物については、保管方法、保管期間の経過等を理由として、法人登記の利用者に対し損害が発生した場合でも、協会はその損害を賠償する責任を一切負わないものとする。

#### (ICカードの貸与)

第 12 条 本施設を使用する使用者に対し、シェアオフィス専用入口で使用可能な IC カードを貸与する。

- 2 IC カードを紛失した場合は、IC カードの再発行費用として、550 円を支払うものとする。
- 3 貸与した IC カードについては、使用期間終了までに返却することとする。

4 ICカードの貸与については、単位を1人とし、法人内での同一ICカードの共有は不可とする。

(権利の譲渡)

第13条 使用者は、使用者として有する権利を第三者に貸与及び譲渡することはできない。

(免責事項)

第14条 次に掲げる事由により使用者が被った損害について、協会は責任を負わないものとする。

- (1) 地震、水害等の天変地異や火災、暴徒等の不可抗力による災害、停電、盗難、ITインフラ等通信設備やその他諸設備の不備や故障及び偶発事故、その他協会の責めに帰することのできない事由
- (2) 他の使用者やその他の第三者の行為

(損害賠償義務)

第15条 使用者は、自己の責めに帰すべき事由によって施設の設備、備品等に損傷し、又は亡失した時は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(補則)

第16条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この規約は令和3年10月1日から施行する。